



公 告

大津湖南都市計画事業栗東新都心土地区画整理事業の事業計画を取消ししたので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項の規定において準用する同条第9項の規定を踏まえ、次のとおり公告する。

なお、事業計画の取消しに伴い、同法同条第10項の規定による縦覧を終了し、また、平成17年11月15日付け栗周発第70号仮換地指定、平成18年8月29日栗周第128号仮換地指定、平成17年11月15日付け栗周発第71号仮に権利の目的となるべき宅地指定、平成17年11月15日付け栗周発第72号不換地取扱い決定を取消しする。

平成20年12月19日

栗東市長 國 松 正



1 土地区画整理事業の名称

大津湖南都市計画事業 栗東新都心土地区画整理事業

2 施行者の名称

栗 東 市

3 施行地区

栗東市 上鉤 字上辻越、字中辻越、字下大將軍、字中大將軍、字上大將軍、
字下八反田、字西八反田、字下教田、字中教田、字寺内、字下南平、
字中南平、字下長円、字赤井の各字の一部

字下辻越、字西辻越、字西大將軍、字西教田の各字の全部

栗東市 下鉤 字下川鍋、字田尻、字栗林、字丁子、字大道、字堀端、字黍砂子、
字浜田の各字の一部

字川鍋、字夷子、字櫃ヶ海道の各字の全部

栗東市 蜂屋 字盆尺寺、字安田、字柿木立、字中田中、字二ナアセ、字庄ノ町、
字下米道、字岸畑、字荒木、字塚越の各字の一部

字大光寺、字上田中、字赤子塚、字下ミノ田、字ワナキ、字上ミノ田、
字下虫喰、字上米道、字上虫喰、字大ナギ、字三反長、字天白、

字五反長の各字の全部



栗東市 手原二丁目の一部
栗東市 手原五丁目の一部
栗東市 手原六丁目の一部

4 事業施行期間

平成15年9月26日から平成27年3月31日

5 事業所の所在地

栗東市安養寺一丁目13番33号 栗東市役所

6 事業計画の決定の年月日

平成15年9月26日

7 事業計画の取消しの年月日

平成20年12月19日